企業版ふるさと納税 手続き方法について

１．ご寄附のお申し出

お申し出の前に下記の担当まで、電話若しくはメールにてご連絡願います。

ご寄附頂ける場合、別紙の寄附申出書に必要事項をご記入のうえ、メール、ＦＡＸ、郵便のいずれかの方法で下記の担当までお申し出下さい。

〒077-0292

北海道増毛郡増毛町弁天町３丁目６１番地

増毛町役場企画財政課企画係　担当：宮本

TEL：0164-53-1110 FAX：0164-53-2348

ｅ-mail：kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp

２．寄附金の払込方法

（１）北洋銀行から納入（手数料無料）

専用の払込用紙を郵送いたします。お近くの北洋銀行で払い込みください。

（２）口座振込で納入

振込先口座をご連絡いたします。お近くの金融機関で払い込みください。

　※手数料は寄附される企業様のご負担となります。

（３）現金書留で納入

増毛町から確認の連絡をいたします。その後に郵送してください。

　※郵送料は寄附される企業様のご負担となります。

（４）役場窓口で納入

役場までおいでください。

３．寄附後の手続き

寄附金の入金確認後、増毛町から「受領証明書」を郵送いたします。

税額控除の適用を受けるため、「受領証明書」に基づき地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告してください。